

賃貸借契約書(案)

岡山県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び〇〇〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、以下の条項により〇〇〇〇〇〇の賃貸借に関する契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、甲が乙の導入した物品を丙から賃貸借し、甲の使用に供するとともに、乙が別紙〇〇〇〇〇〇（以下「仕様書」という。）による更新作業及び物品が常に正常な機能を果たす状態を保つための保守を行うことを目的とする。

（物品及び設置場所）

第2条 契約対象物品（以下「物品」という。）及び数量並びに設置場所は、次のとおりとする。

(1) 物品及び数量

〇〇〇〇〇〇 一式（詳細は、仕様書のとおり。）

(2) 設置場所

甲が指定する場所

（賃貸借料）

第3条 この契約に係る賃貸借料（以下「賃貸借料」という。）は、月額金〇〇〇〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額〇〇〇〇〇〇円を含む。）とする。

2 この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があったときは、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

3 この契約の締結後に消費税等の税率に変更があった場合においては、第1項の規定にかかわらず、変更後の消費税等の税率を勘案して、賃貸借料の額を改定するものとする。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第5条 乙及び丙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（賃貸借料の請求及び支払）

第6条 丙は、甲に対し、賃貸借料を、賃貸借を行った月の翌月10日までに書面により請求する。

2 甲は、丙から適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を丙に支払わなければならない。

（危険負担）

第7条 甲、乙及び丙の責めに帰することができない事由によって物品を納入することができなくなったときは、甲は、丙への支払を拒むことができる。

2 甲の責めに帰すべき事由によって物品を納入することができなくなったときは、甲は、丙への支払を拒むことができない。この場合において、丙は、物品を納入することを免れたことによって、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

（履行遅延の場合における遅延料）

第8条 丙の責めに帰すべき事由により、納入期限までに物品を甲に納入することができないときは、丙は、遅滞なく、その遅延の理由、延長希望する日数等を記載した申請書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の申請書を受理したときは、内容を検討し、丙が納入期限後相当の期間内に物品を納入する見込みがあると認められるときは、甲は、丙から遅延日数1日につき契約金額の1,000分の2に相当する額の遅延料を徴収するとともに、納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限の延長を承認したときは、書面によりその旨を乙及び丙に通知する。

(遅延利息)

第9条 甲の責めに帰すべき事由により、甲が第6条第2項に規定する期間内に同条第1項の規定により請求した貸貸借料を支払わない場合は、丙は、その期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該貸借料のうち未支払の額に対し、年2.5パーセントの割合を乗じて得た金額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

2 前項の規定により計算した遅延利息の金額が100円未満であるとき又は遅延利息の金額に100円未満の端数があるときは、丙は当該端数を請求しないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、丙の責めに帰すべき事由により甲が支出した貸貸借料の受領が遅れた場合は、甲は、同項に規定する遅延利息の支払の責めを負わない。

(契約不適合責任等)

第10条 甲は、納入された物品が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものである場合は、丙に対し、物品の修補、代替物の納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。ただし、丙は甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した内容と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項本文に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて同項に規定する履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に当該履行の追完がないときは、甲は、同項に規定する契約の不適合の程度に応じて契約金額の減額を丙に請求することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を丙に請求することができる。

(1) 第1項の規定による履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙及び丙が第1項の規定による履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質により特定の期限又は一定の期間内にこの契約による債務を履行しなければ、この契約の目的を達成することができない場合において、第1項の規定による履行の追完がなくその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、甲が前項の規定により催告をしても第1項の規定による履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項の規定による契約の不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、丙に対し、前2項の規定による契約金額の減額の請求をすることができない。

5 第1項から前項までの規定は、損害賠償の請求及び契約の解除権の行使を妨げるものではない。

6 丙が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しない物品を甲に納入した場合において、納品時から1年以内に甲がその旨を丙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、丙が納入の時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったとき

は、この限りでない。

(物品の搬入出等)

第11条 物品の搬入及び設置又は搬出(以下「搬入出等」という。)は、甲の指示により乙及び丙の責任において行い、搬入出等に要する費用は、丙が負担しなければならない。

(物品の検査等)

第12条 甲は、丙から物件の納入を受けたときは、10日以内に物品の規格、仕様、性能等について検査しなければならない。この場合において、当該検査に合格しなかったときは、甲は、乙に物品の修理又は取替えを請求することができる。

(システムの保守等)

第13条 乙は、物品の性能を十分発揮させ、システムが常に正常な状態を保つため、仕様書に基づく保守、点検、修理等を丙から受託し、その費用については、別に定めるところにより丙から徴収する。

2 乙は、受託した業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(物品の所有権及び原状の変更)

第14条 物品の所有権は、丙に属し、甲は、物品を良好な環境に保つとともに、善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。

2 甲は、物品が丙の所有であることを示す表示等を損傷する等、物品の原状を変更するような行為をしてはならない。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、あらかじめ丙の書面による承諾を受けて、甲の負担において物品の一部を取り替え、若しくは改造し、又は物品の一部に機械、器具等の取付けを行うことができる。この場合において、甲は、物品を返還するときは、物品を原状に復さなくてはならない。

(物品の譲渡等の禁止)

第15条 甲は、物品を第三者に譲渡し、若しくは使用させ、又は丙の所有権を侵害するような行為をしてはならない。ただし、あらかじめ丙の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(保険)

第16条 丙は、第4条に規定する賃貸借期間中、丙を被保険者として、丙の費用で物品に保険を付さなければならない。

(著作権等の帰属)

第17条 乙が、この契約に基づき構築したシステム等に係る所有権及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。)は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、成果物中にこの契約を締結する以前から乙が著作権を有する著作物が含まれている場合は、当該著作物に係る著作権は、甲に帰属しないものとする。

3 乙は、成果物に関する著作権者人格権を行使しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、この契約で定める守秘義務を遵守することを条件として、当該成果物を作成するに当たっての汎用的なアイデア、ノウハウ、表現等を用いて第三者に業務支援を提供することができるものとする。

(損害賠償)

第18条 丙は、甲が次に掲げる事由により機器を滅失させ、又は故障させ、丙に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

- (1) 改造、修理又は分解
- (2) 故意又は取扱い上の重大な過失
- (3) 乙又は丙が供給し、指定する部品以外の部品の使用

2 乙及び丙は、自らの責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

3 第1項の場合において、第16条に規定する保険により補填された損害部分については、同項の規定にかかわらず、乙及び丙は、甲に賠償請求をしないものとする。

(秘密の保持)

第19条 乙及び丙は、この契約を履行する上で知り得た甲の業務上の情報の取扱いに関し、別記

1 「データ保護に関する遵守事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記2 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 乙は、第13条第2項の規定による再委託に当たっては、その受託者が前2項の規定を遵守するよう必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除)

第20条 乙及び丙がこの契約による債務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めて乙及び丙に催告をし、その期間内に当該債務の履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) この契約による債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙及び丙がこの契約による債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) この契約による債務の一部の履行が不能である場合又は乙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成することができないとき。
- (4) 契約の性質又は甲、乙若しくは丙の意思表示により、納入期限までに物品を納入しなければこの契約の目的を達成することができない場合において、丙が物品を納入することなく納入期限を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙及び丙がこの契約による債務の履行をせず、甲が乙及び丙に前項の規定による催告をしてもこの契約の目的を達成するに足りる程度に乙及び丙が当該債務を履行する見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が行う検査に際し、乙又は丙若しくはその代理人等が甲の職員の職務執行を妨げたとき、又は偽りその他不正の行為を行ったと認めたとき。
- (2) 乙及び丙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員（乙が個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。

ハ 役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

4 前3項の規定により甲がこの契約を解除しようとする場合において、乙及び丙は、第3条の賃貸借料の月額に60を乗じた額の100分の10に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。

5 乙及び丙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。

第21条 甲は、この契約による債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前条 第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除することができない。

第22条 乙及び丙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲の責めに帰すべき事由により、物品を納入することができないと認められたとき。

(2) その他甲がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(違約金)

第23条 甲は、前条の規定によりこの契約が解除された場合は、第3条の賃貸借料の月額に60を乗じた額の100分の10に相当する金額を違約金として相手方に支払わなければならない。

(契約保証金)

第24条 甲は、乙及び丙が納付すべき契約保証金を免除する。

(無償譲渡)

第25条 丙は、甲が期間満了の日までこの契約を継続し、かつ、この契約に基づく丙に対する債務を全て履行した場合、物品のうちプログラムを除く部分の所有権を無償で甲に譲渡するものとし、この場合、プログラムの使用権については、甲は、甲の責任と負担で乙との間で解決し、丙は一切責任を負わないものとする。

(合意管轄)

第26条 この契約につき裁判上の争いとなったときは、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに甲、乙及び丙は合意する。

(疑義の協議)

第27条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙丙協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を3通作成し、甲乙丙の3者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 伊原木 隆太

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○
○○○○○○○ ○○○○○○○

丙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○
○○○○○○○ ○○○○○○○

データ保護に関する遵守事項

(秘密保持)

- 第 1 乙及び丙は、この契約による業務の処理上知り得た事項を目的外に利用し、盗用し、又はこれを第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙及び丙は、資料その他一切の関係資料（以下「資料等」という。）を第三者に閲覧させ、又は貸し出してはならない。ただし、甲がこの契約による業務の処理上必要と認めた場合はこの限りではない。
- 3 乙及び丙は、資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲がこの契約による業務の処理上必要と認めた場合はこの限りではない。
- 4 前項の規定は、この契約の期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料の管理)

- 第 2 乙及び丙は、資料等を、甲の指定する場所において保管するものとする。ただし、この契約による業務の処理上必要があるときは、あらかじめ甲の承認を得て他の場所で保管することができる。この場合において、乙及び丙は、施錠可能な保管庫に格納する等必要な措置を講じなければならない。

(作業場所)

- 第 3 乙及び丙は、この契約による業務の処理を、甲の指定する場所において行うものとする。ただし、必要があるときは、あらかじめ甲の承認を得て他の場所で行うことができる。

(報告)

- 第 4 乙及び丙は、資料等の紛失その他データの保護上事故が発生したときは、直ちに甲に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 甲は、必要があるときは、乙又は丙に対し、データの保護に係る誓約書の提出その他この契約による業務の執行体制及び装置の管理状況について報告を求め、速やかに必要な措置をとるよう乙又は丙に請求することができる。

(その他)

- 第 5 第 1 から第 4 に定めのない事項は、必要に応じ、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令の規定に従い個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る作業責任者、作業従事者及び作業場所を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者、作業従事者又は作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(教育の実施)

第5 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識その他この契約による業務のうち個人情報を取り扱うもの（以下「個人情報取扱業務」という。）を適切に実施するために必要な事項に関する教育及び研修を作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の適正管理)

第7 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のため、次に定めるところにより、その管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室する者の管理が可能な保管室で厳重に当該個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を作業場所から持ち出さないこと。
- 三 当該個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲の指示又は承諾がある場合を除き、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複写しないこと。
- 五 当該個人情報を電子データで保管する場合は、当該電子データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された電子データの正確性について、定期的に点検

すること。

- 六 当該個人情報を管理するための台帳を整備し、当該個人情報の利用者、保管場所その他の当該個人情報の取扱いに関する状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用のパソコン、記録媒体その他私用の物を持ち込ませないこと。
- 八 当該個人情報を利用する作業を行うパソコンに、当該個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

(利用及び提供の制限)

- 第8 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行い、甲から個人情報を提供された場合は、甲に当該個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

- 第9 乙は、甲の承認がある場合を除き、個人情報取扱業務を第三者に再委託してはならない。
- 2 乙は、個人情報取扱業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における個人情報の取扱いの安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
 - 3 前項の規定により個人情報取扱業務の一部を再委託する場合は、乙は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
 - 4 乙は、再委託先との契約において、甲及び乙の再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法を具体的に定めなければならない。
 - 5 乙は、再委託先に対して、再委託した個人情報取扱業務の実施状況を管理し、及び監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第10 乙は、個人情報取扱業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に個人情報取扱業務を適正に実施するために必要な義務を遵守させなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の返還又は廃棄)

- 第11 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報及び当該個人情報が記録された資料等は、業務完了後、甲の指示に基づいて甲に返還し、廃棄し、又は個人情報を消去しなければならない。
- 2 乙は、第1項の規定による資料等の廃棄又は個人情報の消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
 - 3 乙は、第1項の規定により資料等を廃棄する場合は、当該資料等を物理的に破壊する等記録された個人情報を判読し、復元することができないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報を判読し、復元することができないように確実に消去しなければならない。

(点検の実施)

- 第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(監査及び検査)

第13 甲は、個人情報取扱業務について、第1から第14までの規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証し、及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項に規定する目的を達するため、乙に対して必要な情報の提供を求め、又は個人情報取扱業務の実施に関して必要な指示をすることができるものとし、乙は、これに従わなければならない。

(事故時の対応)

第14 乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに当該事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15 甲は、乙が第1から第14までに定める義務を履行しない場合は、この契約に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16 乙の故意又は過失の有無を問わず、乙がこの契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 甲は委託者である岡山県（実施機関）を、乙は受託者を指す。

2 委託等の内容に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を削除することができる。